

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の概要

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構法は、廃止する。

(2) 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日（ただし、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」）の解散等に係る準備行為は公布日）とする。

(3) 能開機構の解散等

能開機構は、本法律案の施行の時（平成 23 年 4 月 1 日）において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに国が承継する資産及び債務を除き、その権利及び義務は、承継計画書の定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」）又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」）が承継することとする。

(4) 都道府県に対する職業能力開発促進センター等の譲渡の特例等

- ① 能開機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構は、都道府県が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）についてその機能を維持することができるのと厚生労働大臣が認めるときは、平成 24 年度までの間に、当該職業能力開発促進センター等を譲渡できることとする。
- ② 都道府県による能開機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の引受割合に応じ、職業能力開発促進センター等について、譲渡額の特例や移管後 2 年度間の運営費補助の特例を設けることとする。

【譲渡額の特例】

- ア 引受割合が 2 分の 1 以上の場合 無償
- イ 引受割合が 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満の場合 時価から 8 割を減額した価額
- ウ 引受割合が 3 分の 1 未満の場合 時価から 5 割を減額した価額

【運営費補助の特例】

- ア 引受割合が 2 分の 1 以上の場合 10 分の 10
- イ 引受割合が 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満の場合 10 分の 8
- ウ 引受割合が 3 分の 1 未満の場合 10 分の 5

(5) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

- ① 法人の名称を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
- ② 主たる事務所の所在地を千葉県とする。

③ 運営委員会の設置

職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、労使代表を含む識見を有する者からなる運営委員会を設置し、中期計画の策定等に際して議を経なければならないこととする。

④ 業務の範囲

現行の能開機構の業務のうち、以下の業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務とすることとする。

ア 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営等の業務

イ 雇用促進住宅の譲渡等の業務（暫定業務）

⑤ 区分経理

現行の高齢・障害者雇用支援機構の業務と能開機構からの移管業務を区分経理することとする。

⑥ 地域の協議会

職業能力開発促進センター等の運営に当たり、労使の代表等からなる協議会の開催等により、地域の実情に応じた運営に努めることとする。

⑦ 経済産業大臣との協議

中期目標（職業能力開発業務の部分）の策定・改定に際し、厚生労働大臣は経済産業大臣にあらかじめ意見を聴くこととする。

（６）勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正

能開機構の財形関係業務のうち、財形教育融資業務は廃止し、財形持家融資業務等については勤退機構に移管することとする。

（７）高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤退機構の職員の採用

① 高齢・障害者雇用支援機構及び勤退機構は、能開機構を通じ、能開機構の職員に対し、職員の労働条件及び採用の基準を示して募集を行い、職員のうち両機構の職員となる意思のある者でその基準を満たす者の名簿の中から採用することとする。

② 能開機構及び厚生労働大臣は、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤退機構に採用されない能開機構の職員の再就職支援について必要な措置を講じるよう努力することとする。